

障がい福祉シリーズ  
トライバリアフリー

トバ!  
とは千やいび!!



健康福祉課高齢・障害係  
☎⑤ 1 1 8 3

今回、紹介するのは、「地域生活支援事業」というサービスです。

地域生活支援事業とは

地域生活支援事業は市町によって内容が異なり、利用者の状況に応じて柔軟に実施することができるようになっています。

市では地域生活支援事業として、下記のサービスを実施しています。

※新規のかたが利用するためには申請と概況調査などが必要になる場合があります。  
※質問などがございましたら、お気軽に高齢・障害係へ問い合わせてください。



移動支援事業

障がいを持つかたが外出するときに、その移動を円滑に行うためにヘルパーなどがサポートを行うサービスです。日常生活の支援を行うもので、通勤・通学・生業には利用できません。



訪問入浴

身体に障がいがあり、歩行が困難で移送に耐えられないなどの理由で、通所サービスを利用できない在宅のかたに、在宅のまま入浴サービスを実施する事業です。



コミュニケーション支援事業

聴覚・言語・音声機能などに障がいのあるかたに対し、意思の伝達を支援するため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。



地域活動支援センター

在宅で生活されていて、日中に活動する場を求めている障がいのあるかたが、創作的活動や生産活動、社会との交流の促進を図るためのサービスです。



地域生活支援事業

日中一時支援事業

一時的な見守りなどの支援が必要な障がい児の日中における活動の場を確保し、家族の就労の間接的支援および日常介護を行う家族の一時的な休息を提供します。



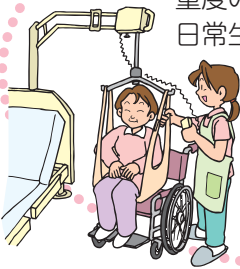
相談支援事業

障がいを持つかたの相談に応じ、必要な情報や助言、各事業所などとの連絡調整を行います。また、障がい者の虐待防止や権利擁護のために必要な援助、自宅で生活されるかたに必要なサポートを行います。



日常生活用具等給付事業

日常生活に支障があり、在宅で重度の障がいを持つかたが、日常生活の向上を図るために必要な福祉用具の給付、住宅の改修費などの補助を行います。  
用具例 特殊ベッド・浴槽・点字器・ストマ用装具など



フライングディスクを体験しませんか? ~余暇活動を応援します~

秋に開催される障がい者スポーツ大会への出場を目指して、みんなでフライングディスクの練習をしませんか?楽しみながら体を動かす絶好の機会ですので、気軽に参加してください。



- 対象者 障がいを持っているかたおよび保護者
- とき 第3回 9月3日(土)午前10時開始(1時間程度)
- ところ 市民の森公園(雨天時:ひだまりホール)
- ※毎月第1土曜日午前10時から開催